

羅臼町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

羅臼町教育委員会

目 次

1.	計画の趣旨、現状	1
2.	目標	2
3.	計画の期間	2
4.	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5.	関連する取組、今後のフォローアップについて	5
6.	おわりに	5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

令和7年(2025年)6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、教育委員会に対して「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及び公表が義務付けられた。

羅臼町教育委員会では、地域の過疎化と少子化により児童生徒の減少が急速に進む中、本町の教育目標である「ふるさと羅臼の躍進を創造し、いきいきと逞しく行動する心豊かな町民の育成」を目指し、子どもたちの健やかな成長を第一に、教育環境の充実に努めている。

そのためには、教育職員の「学校における働き方改革」が重要であり、ライフ・ワーク・バランス(仕事と生活の調和)の充実を図るとともに、負担軽減と児童生徒に向き合う時間の確保により、教育職員が健康を損なうことなく、安心して働き続けられる環境を整え、教育の質を維持・向上させることを目的として本計画を策定するものである。

(2) 羅臼町の現状

○ 羅臼町教育委員会では、平成31年(2019年)4月に、「学校における働き方改革羅臼町アクション・プラン」を、令和4年(2022年)4月には、令和6年度(2024年度)までを取組期間とする「学校における働き方改革羅臼町アクション・プラン(第2期)」、令和7年度(2025年度)には「学校における働き方改革羅臼町アクション・プラン(第3期)」を策定し、教育職員の時間外在校等時間の縮減に向けた取組を進めてきた。

○ こうした取組の結果、羅臼町における教育職員の時間外在校等時間の状況は次のとおりとなっている。

【時間外在校等時間の状況】

	校種	45H以内	46~80H	81~100H	100H超	1人当たりの月平均
令和6年9月	小学校	24	10	0	0	33時間48分
	中学校	4	8	4	0	58時間48分
令和7年9月	小学校	26	9	0	0	35時間54分
	中学校	5	9	0	0	44時間27分

○ 令和7年9月時点における教育職員1人当たりの月平均の時間外在校等時間は、小学校で35時間54分、中学校で44時間27分となっており、全体としては45時間以内に収まっている。一方で、個々の状況を見ると、時間外在校等時間が45時間以上となっている教育職員が3割超に上っていることから、引き続き改善に向けた取組を進める必要がある。

2. 目標

- 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。
- (1) 時間外在校等時間に関する目標
 - ・教育職員の「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は、それぞれ42時間以内、320時間以内）とする。
 - ・全ての教育職員の時間外在校等時間が上記目標の範囲内となることを目標として取り組み、国が目標としている「令和11年度までに、教育職員の1か月当たりの時間外在校等時間平均30時間程度」の実現を図る。
- (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標
 - ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする【R6：14.5日】
 - ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を前期・後期いずれも0%まで減少させる。【R6 前期：18.5% 後期：5.6%】
 - ・ストレスチェックにおける「働きがいのある仕事である」との回答者の割合を前期・後期いずれも90%まで上昇させる。【R6 前期：88.9% 後期：90.7%】
 - ・教育職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

- 令和8年度から令和11年度までの4年間

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

- 役割

- ・教育委員会の役割

教育委員会は、働き方改革を進めるための取組を主体的に実施する。

- ・学校の役割

校長は、教育職員の時間外在校等時間の縮減に向け、日頃から教育職員の勤務状況や健康状態を的確に把握するとともに、関係機関と連携しながら主体的に推進するものとする。

【学校と教師の業務の3分類】

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- 羅臼町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。
- ア 学校以外が担うべき業務
- ◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・既存の町内会組織や関係機関などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
 - ・道路管理者や警察、町内会組織等で構成する「通学路安全推進会議」において、通学路点検を行い、安全の確保に努める。
 - ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・放課後から夜間における見回りについては、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
 - ◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）
 - ・学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを育むコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の更なる充実を図り、学校への応援及び支援を推進する。
- イ 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
 - ・校務支援システム等の機能を活用することによって、町教委から学校に発出する調査の回答に係る事務負担を軽減する。
 - ◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）
 - ・学校体育館の地域開放施設の管理業務は、教育委員会が行う。
 - ◆部活動（「3分類」⑬関係）
 - ・令和10年度中までに、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。
 - ・全ての部活動において部活動休養日の完全実施、「北海道の部活動の在り方に関する方針」に定める活動時間の遵守の取組を進める。
- ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
- ◆給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）
 - ・食に関する指導を計画的に実施し、栄養教諭が対応することにより、授業準備等における学級担任の負担軽減を図る。
 - ◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
 - ・授業準備や採点作業等を補助する学校支援員を配置する。
 - ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
 - ◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）
 - ・スクールカウンセラー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を100%とし、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
 - ・教育委員会において、発達支援センターや子育て支援センター、幼稚園等の関係機関と学校との連携に関する研修を実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

(2) 「業務の3分類」以外の取組

- ◆教育職員へ1人1台教務用タブレット端末の配置
 - ・教務用タブレット端末を教育職員に1人1台配置し、校務の効率化や情報共有の円滑化を図る。
- ◆勤務時間外の留守番電話の活用
 - ・学校に留守番電話を設置し、勤務時間外は機械対応とすることで、教育職員の勤務時間と休息時間の区別が図られるようにする。
- ◆研修・会議の精選・見直し
 - ・教育職員研修の精選をはじめ、オンライン研修の実施など、学校や教育職員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めるとともに、長期休業期間中の研修については、国の通知等を踏まえながら精選を検討する。
- ◆教頭の業務縮減
 - ・学校運営の要である教頭が各種調査や校内外の調整等により特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、業務の整理・見直しを進めるとともに、業務分担の見直し等により、負担軽減を図る。

(3) 学校における措置の推進

- 学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。
 - ・各学校の教育課程における年間総授業時数や適当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って（各学年の標準授業時数+71時間以上・小1は+69時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
 - ・道教委が作成した働き方改革の手引き「Road」や国の「働き方改革事例集」を積極的に活用する。

(4) 教育職員の意識の変容を促す取組

- 働き方改革の意識を高める取組の推進
 - ・管理職を含む教育職員一人ひとりが時間を意識した働き方を実践できるよう一層の意識改善を図る。
- ワーク・ライフ・バランスを意識した働き方の推進
 - ・教育職員がワーク・ライフ・バランスの視点を持ち、主体的に取り組むことができる環境づくりを推進する。

(5) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- 教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。
 - ・1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には、校長及び教育委員会による面接指導を実施する。
 - ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
 - ・教育職員のメンタルヘルス不調の未然防止と早期発見及び職場環境の改善に向け、引き続きストレスチェックを全教育職員対象に実施する。
 - ・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進するとともに、夏季3日間、冬季6日間以上の学校閉庁日を設定し、教育職員が休暇を取得しやすい環境づくりを進める。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 本計画の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度羅臼町のHPで公表する。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況は出退勤管理システムで把握し、その他の目標はストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。
特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、本町ホームページに本計画を掲載し、業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、各校の学校だより等の広報物を活用し、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

6. おわりに

本計画に基づく取組を着実に進めていくためには、教育委員会と学校がそれぞれの役割を果たすとともに、保護者や地域の理解と協力を得ながら、学校を取り巻く関係者が一体となって進めていくことが重要である。

教育委員会においては、各学校の実情を踏まえつつ、業務量の適切な管理と健康確保に向けた取組の状況を継続的に把握し、必要な支援や改善を行っていく。

また、社会情勢や学校を取り巻く環境は今後も変化していくことが見込まれることから、本計画については、取組の進捗状況や課題を検証しながら、必要に応じて見直しを行い、より実効性のあるものとなるよう努める。

教育職員一人一人が心身ともに健康で、その専門性を十分に発揮し、子どもたちに向き合う時間を確保できる環境を整えていくことは、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながる重要な取組である。羅臼町教育委員会としては、今後も学校における働き方改革を着実に推進し、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立が図られるよう、関係者と連携しながら取組を進めていく。